

茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱

茨木市商工業振興事業補助要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象等）

第2 補助対象事業、補助の対象となる者、補助率、補助金の限度額等は、別表のとおりとする。

（補助対象経費）

第3 補助の対象経費は、次に掲げる事業に要する経費のうち市長が別に定める経費とする。

- (1) 共同施設関連事業
- (2) 共同運営事業
- (3) イベント等事業

（補助金額）

第4 補助金の額は、第3に規定する補助対象経費（消費税等を除く。次項において同じ。）に別表の補助率を乗じて得た額とする。

- 2 補助の対象となる者が国若しくは大阪府又は他の機関から補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費から他の補助金等の額を差し引くものとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市商店

街・小売市場振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の申請等）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金交付確定通知書を受けたものは、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に、茨木市商店街・小売市場振興事業補助金概算払請求書（様式第8号）により概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定により補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の精算）

第12 第9の補助金確定通知書を受けたもののうち、第10ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不

足があるときは、指定された期日までに茨木市商店街・小売市場振興事業補助金精算追加分交付請求書（様式第9号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかねばならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（管理及び処分制限）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が500,000円以上の設備及び器具を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間に相当する期間を経過したときは、この限りでない。

3 市長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるもの、あるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(令和5年3月31日までの間における特例)

2 令和5年3月31日までの間に第5の規定による補助金の交付申請を行い、かつ、第10の規定による補助金の交付請求を行ったものに関する別表の規定の適用については、同表中

「

イベント等事業	商店街の活性化に寄与するイベント、商店街等認知度を高め、PRする事業の実施	補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額 (以下「差引後の補助対象経費」という。)が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	次の各号に掲げる補助対象者の区分 に応じ、当該各号に定める額 (1) 商店街及び小売市場、その他市長がそれに準ずると認めるもののイベント等事業につき50万円又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額(1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、100万円とする。) (2) 商店街又は小売市場の連合体その他市長がそれに準ずると認めるもの
---------	---------------------------------------	---	--

			1のイベント等事業につき50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額（1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額とする。）
--	--	--	--

」と

あるのは

「

イベント等事業	商店街の活性化に寄与するイベント、商店街等認知度を高め、PRする事業の実施	事業の実施に係る補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額（以下「差引後の補助対象経費」という。）が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 商店街及び小売市場、その他市長がそれに準ずると認めるもの 1のイベント等事業につき50万円又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額（1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、100万円とする。） (2) 商店街又は小売市場の連合体その他市長がそれに準ずると認めるもの 1のイベント等事業につ
---------	---------------------------------------	---	--

			き50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額（1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額とする。）
		事業の実施にあたり感染対策に係る補助対象経費の100%以内 ただし、当該事業について大阪府又は他の機関から補助金等を得た場合、同一の経費については補助対象とならない。	1事業につき 25万円

」と

する。

（令和4年3月31日までの間における特例）

- 2 令和4年3月31日までの間に第5の規定による補助金の交付申請を行い、かつ、第10の規定による補助金の交付請求を行ったものに関する別表の規定の適用については、同表中

「

地域生活支援事業	地域の生活支援や課題解決、魅力向上につながる事業の実施	補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額（以下「差引後の補助対象経費」という。）が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	1団体につき 100万円 （物件賃借料にかかる補助は2年間まで）
----------	-----------------------------	---	--

」と

あるのは

「

地域生活支援事業 (通常型)	地域の生活支援や課題解決、 魅力向上につながる事業のうち、地域生活支援事業(コロナ対応型)以外のものの実施	補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額(以下「差引後の補助対象経費」という。)が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	1団体につき 100万円 (物件賃借料にかかる補助は2年間まで)
地域生活支援事業 (コロナ対応型)	地域の生活支援、課題解決及び魅力向上につながる事業のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために実施するもの	補助対象経費の100%以内 ただし、当該事業について大阪府又は他の機関から補助金等を得た場合、同一の経費については補助対象とならない。また、当該事業において収益を得るときは、当該収益を補助対象経費から差し引くものとする。	1団体につき150万円

」と

する。

附 則

この要綱は、平成21年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市商工業振興事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年6月17日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市商店街・小売市場振興事業補助要綱の規定は、こ

の要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付申請書

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助対象経費
- 3 補助金交付申請額
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3)

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市商店街・小売市場振興事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長 印

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった茨木市商店街・小売市場振興事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市商店街・小売市場振興事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

⑩

（自署の場合は押印不要）

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定のあった事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額

3 補助金精算額

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3)

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市商店街・小売市場振興事業補助金実績報告書を
審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金確定額

年 月 日

茨木市長 印

様式第7号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

⑩

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を、次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額

様式第8号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

⑩

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を、
次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算払請求額

様式第9号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

茨木市商店街・小売市場振興事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金
精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金確定額
- 3 補助金交付済額
- 4 精算追加分請求額

別表

補助対象事業	補助対象者	事業の区分	補助要件	補助率	限度額	
共同施設関連事業	(1) 商店街 (2) 小売市場 (3) 商工会議所 (4) その他市長が適当と認める者	街路灯	商業の活性化及び地域の安全・安心に貢献するものの設置、更新及び撤去	補助対象経費の50%以内	1 団体につき 1,500万円	
		アーケード	アーケードの設置、更新及び撤去			
		空き店舗改装事業	商店街の機能・魅力を向上させる取組のための空き店舗の改装			
		アーチ	道路をまたいで上部で接続されているものの設置、更新及び撤去	補助対象経費の25%以内		
		駐車（輪）場	無料で利用できるもので、舗装を施したものの設置、更新			
		その他市長が必要と認める施設	土地の権利の取得に関するものを除く。			
		小売市場改装	改装について家主の同意を得ている改装のうち、全面改装、統一看板、照明設備、通路舗装、外壁塗装その他市長が特に必要と認めるもの			
		防犯・防災設備	安心安全な環境整備のための、防犯・防災設備の設置	補助対象経費の50%以内		1 団体につき 300万円
		情報化事業	情報システムの構築及び情報機器の購入	補助対象経費の25%以内		
		魅力・機能向上事業	休憩所・コミュニティ関連施設等、商店街の利便性や快適性を高める設備又ははぎわいを創出する設備の設置			
共同運営事業	(1) 商店街 (2) 小売市場 (3) その他市長が適当と認める者	活性化計画策定事業	商店街等の活性化を図るための行動計画の策定及び魅力ある商店街等の実現に向けた事業の計画、設計	補助対象経費の50%以内	1 団体につき200万円	
		地域生活支援事業	地域の生活支援や課題解決、魅力向上につながる事業の実施	補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額（以下「差引後の補助対象経費」という。）が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	1 団体につき 100万円 (物件賃借料にかかる補助は2年間まで)	
		駐車（輪）場借上事業	借地による駐車（輪）場の設置又は既設の駐車（輪）場の借上げで、次に掲げる条件を全て満たすもの (1) 一般顧客が無料で利用できること。 (2) 原則として、当該団体が維持管理していること。 (3) 利用可能な位置が特定できること。	補助対象経費の25%以内	1 団体につき 50万円	
イベント等事業	(1) 商店街 (2) 小売市場 (3) 商店街又は小売市場の連合体 (4) その他市長が前3号に準ずると認めるもの	商店街活性化事業	商店街の活性化に寄与するイベント、商店街等認知度を高め、PRする事業等の実施	補助対象経費の50%以内 ただし、当該事業を実施することにより収益を得た場合のうち、当該収益の合計額を補助対象経費から差し引いた額（以下「差引後の補助対象経費」という。）が補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を下回るとき 差引後の補助対象経費の100%以内	次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 商店街及び小売市場、その他市長がそれに準ずると認めるもの 1 のイベント等事業につき50万円又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額（1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、100万円とする。） (2) 商店街又は小売市場の連合体その他市長がそれに準ずると認めるもの 1 のイベント等事業につき50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額又は差引後の補助対象経費のうちいずれか少ない額（1年度に複数のイベント等事業を実施する場合の補助金の合計額は、50万円に連合体を構成する商店街等の数を乗じて得た額とする。）	